

第5期高齢者支援計画で重点項目として掲げた施策の検証と方向性について ①

前期の計画では、流山市の高齢者・要介護認定者の現状及び将来推計、高齢者にかかる第4期までの施策の取り組み状況に加え、第4期計画に際し実施した高齢者等実態調査の結果から見られる施策への期待度を勘案し、第5期介護保険事業計画において着実に推進していくべき高齢者施策に関わる重点課題を掲げ、取り組みを計画化しました。

5つの重点課題について、第5期での取り組み経過と、それに基づく評価・課題を以下のとおり整理しました。また、第6期計画策定に向けた考え方・方向性を簡単に示しております。今回は、論点として、重点課題を取り上げたいと存じます。各委員のご意見等を賜りますようお願いいたします。

第6期計画策定に向けた考え方・方向性

重点課題

地域包括ケアシステムの構築

○ 要介護認定者が増加する傾向にあります。調査結果においても、介護が必要になっても住み慣れた地域で継続して暮らしていただくことが期待されています。介護保険サービスを活用しながら在宅生活の継続を望む声が高くなっています。

→ 重点課題①

介護基盤の充実化とともに、これに医療、予防、生活支援、住まい等のサービスが適切に組み合わせられて提供される、地域包括ケアシステムを確立すること。

国により改正を予定している介護保険制度改正のうち本重点課題に影響するもの

第5期計画に位置付けた主な取り組みの方向性

計画書第3章-1  
地域ケアの推進

地域包括ケアの充実強化のために、利用者のニーズに応じて、適切に組み合わせられたサービス提供が、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われるようシステム化を図ります。また、日常生活圏域ごとの地域特性等の実情を反映したシステムを進めるとともに、地域包括支援センターが、さまざまな社会資源を活用してニーズと支援を結び付ける調整機能を果たし、調和のとれた地域包括ケアづくりを推進します。

計画書第3章-2  
地域包括支援センターの充実強化

地域包括支援センター機能の一層の強化のため、体制の整備(人員確保、スキルアップ)を図っていきます。また、地域のネットワークの構築、医療との連携強化、多職種協働連携の強化、介護支援専門員への支援の更なる充実に向けて「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」の意見を踏まえ取り組んでいきます。さらには、地域包括支援センターをより多くの方に知ってもらい、一層の利用促進を図るため、周知活動をすすめていきます。地域包括支援センターの運営は、引き続き社会福祉法人等の法人に委託していきます。

別紙資料1参照

第5期の取り組み経過及び評価・課題

計画書第3章-1  
地域ケアの推進

【取り組み経過】

- 地域包括ケアは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、要介護状態が中・重度となっても、あるいは認知症が進行しても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように支援することが重要であるとの考え方に基づき、市が中心となり、地域包括支援センターと一体となって、地域の特性に応じて関係者の連携のもと作り上げていく方針のもと各種施策、事業を展開するよう意識して実施した。
- 地域包括支援センターでは、定期的に、地域のケアマネジャー、民生委員等の参画を得て、連携会議を開催し、「顔の見える関係づくり」を推進した。また、そこでは、地域のさまざまな情報の共有化を図った。
- また、地域包括支援センターでは、地域の老人会等に出向き、介護予防教室や認知症に関する講座などを実施し、住民意識の高揚を働きかけた。

【課題】

- 関係者同士の関係は年々深まるつつあると捉えている。その一方で、今後は、地域の課題の抽出とその解決策を検討する「地域ケア会議」としての運用が必要となる。
- 今後の介護保険制度改正に伴う、在宅医療連携拠点事業、認知症対策等との連携を図り、地域の社会資源の掘り起し、有効活用を図り、支え合いの地域社会の構築を目指す必要がある。

計画書第3章-2  
地域包括支援センターの充実強化

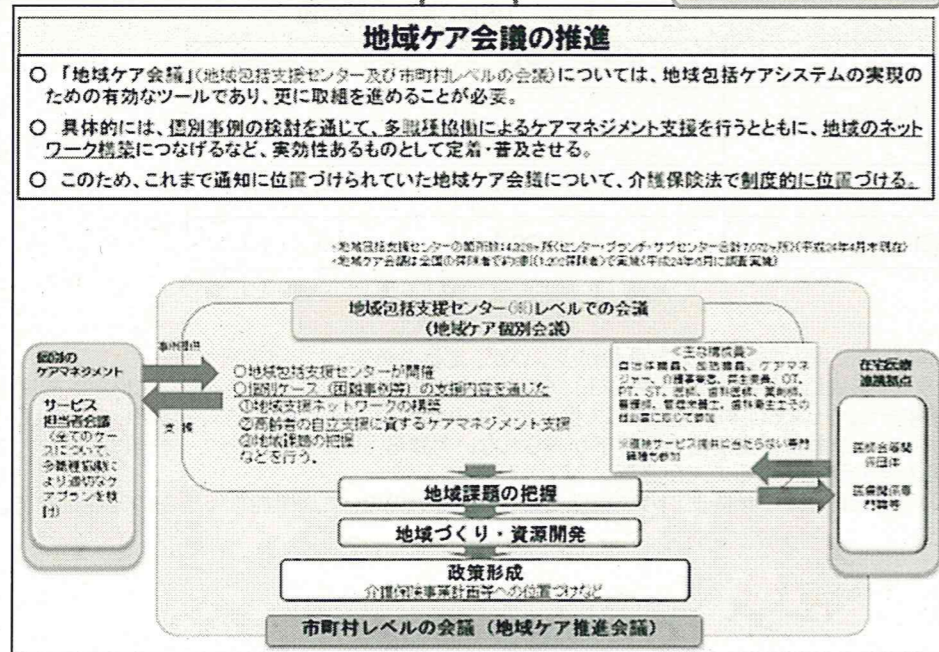
【取り組み経過】

- 地域包括支援センターの職員のスキルアップを図るため、包括支援センター職員を対象に虐待対応についての研修や地域ケア会議についての研修を行った。  
H24年度から、実績 体制の整備として人材確保のため、委託料を上乗せした。  
北部地域包括支援センター＝28,000,000円、中部・東部・南部の各センター＝24,000,000円
- 地域包括支援センターの質の向上のため、平成25年度から、包括支援センターの第三者評価をスタートした  
その結果をホームページに掲載するとともに、公民館等市内公共機関に設置し公開した。

【課題】

- 地域包括ケアの体制づくりに向けたさらなるスキルアップ、人材の充実が必要と思われる。
- 介護保険制度改正により、年々、地域包括支援センターに求められる仕事量が増えている。そうした点からも個々の職員の対能力の向上と、必要な人材の確保・配置など、機能強化が求められている。
- 平成25年度から開始した第三者評価制度を軌道にのせ、PDCAサイクルのもと、センター運営の効率化と質の向上を図る。

※団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて本格的な地域包括ケアシステムを構築するために、効果的な施策を位置づけるべきでないか。



第5期高齢者支援計画で重点項目として掲げた施策の検証と方向性について ②

重点課題

介護予防施策の充実

○ 要介護認定者においては、軽度認定者が最も多くを占めています。重度化を防止し、生活機能を維持することが、在宅生活の継続を可能とします。また、重度化防止は制度運営の観点からも推進する必要があります。一方、高齢者等実態調査結果からは、運動器機能低下や認知症の予防を必要とするリスク者が相当数いるという評価になりました。

→ 重点課題②  
元気に高齢期を送ることができる健康づくりの支援とともに、介護予防の取り組みの継続・充実化を図ること。

第5期計画に位置付けた主な取り組みの方向性

計画書第1章-2  
健康教育

○ 検診時や地域の中で健康教育を広く市民に行うことにより、健康づくりに対する自主性を促し、健康増進、健康寿命の延伸を目指す。  
「自分の健康は自分で守る」という考え方の普及啓発活動を継続し、健康づくりに対する自主性を促し、地域や個人に対する適切な情報を提供していくために、できるだけ多くの機会を捉え、健康教育を実施していく。

計画書第1章-2  
健康相談

○ 住民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現のためには、疾病の早期発見とともに、医療が必要となる状態の発生を予防していくことも重要である。それらの機会として、健康づくりを支えるために市民の身近な存在として心身の健康に関する各種相談を受け、適切な助言・指導を行う。

計画書第1章-2  
通所型介護予防事業

○ 二次予防事業の対象者把握事業により把握された方を対象に、通所によって、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を図り、対象者が要支援、要介護状態となることを予防する。魅力あるプログラムの設定、参加しやすい形態を検討していく。さらに、事業のPRや、介護予防についての啓発活動を進めていきます。

第5期の取組経過及び評価・課題

計画書第1章-2  
健康教育

【取組経過】

○ 第4期に比べ、健康教育参加者数が減少。(乳がんの視触診(集団検診)の廃止が)。地域からの依頼による健康教育は、自治会や老人会のほか、施設からの依頼など新たな依頼もあり、市民の健康への関心の高まりに繋がっている。

【課題】

○ がん検診等の集団検診時や自治会等を対象とした地域での健康教育を実施したことで、「自分の健康は自分で守る」という考え方の普及啓発や健康づくりのための正しい知識や情報を市民に伝えることができた。一方で、健康づくり促進のため、より多くの市民に正しい知識や情報を提供するため、検診時や地域からの依頼だけではなく、多くの方に利用していただくための方策を考える必要がある。

計画書第1章-2  
健康相談

【取り組み経過】

○ 検診や健康教育等の機会を活用するほか、来所や電話による相談を随時実施することでより多くの方の相談に応じてきた。多くの方が気軽に相談できるように市民が参加する健康まつりでの実施を継続。  
重点課題とされる「高血圧」や「糖尿病」等の相談が計画値を大きく上回る結果となった。

【課題】

○ 個人のライフステージに応じた支援を行い、検診事後としての充実を図ることに努め、個別支援における効果は上がっていると思われるが、まだ、事業の評価方法の確立には至っていない。  
○ 相談者の拡大を図り、より適切な支援を実施する必要がある。  
事業の評価方法の確立に向け、検討していく必要がある。

計画書第1章-2  
通所型介護予防事業

【取り組み経過】

\* ( )内は、事業計画数値

	24年度参加実績	25年度参加実績
筋力向上トレーニング事業	128人(100人)	133人(120人)
栄養改善事業	39人(40人)	35人(40人)
口腔機能向上事業	39人(40人)	35人(40人)

【課題】

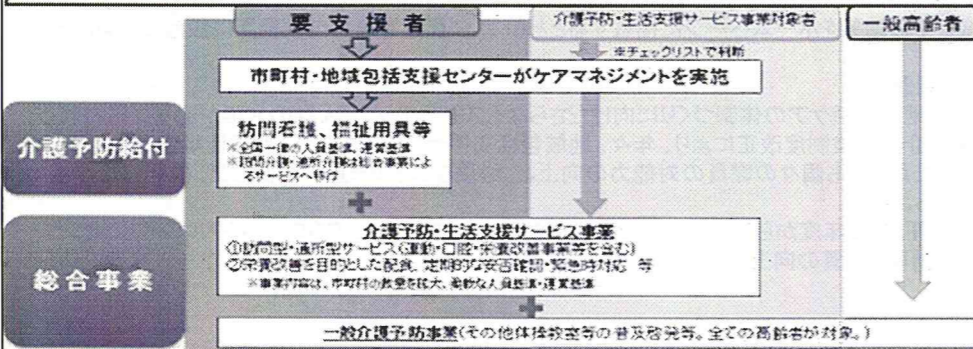
○ 参加申込者に対しての事業の定員数が少ないが、定員を増やすことが困難である。  
○ アンケート形式による基本チェックリストは65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない市民を対象者に実施している。基本チェックリストは本人が記入して提出するものであるため、二次予防対象者として選定し、予防事業に参加した者の中には、それほど生活機能の低下がみられない対象者もいる。したがって、本当に必要な人を絞り込んで事業につなげられるようにさらなる工夫が必要。  
○ この事業終了後のフォローアップの場となるものがないので、生活機能低下予防の継続的な支援の検討が必要である。

国により改正を予定している介護保険制度改正のうち本重点課題に影響するもの

別紙資料2参照

新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

- 介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、平成24年度に導入した介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を発展的に見直し、現在、事業実施が市町村の任意となっているが(※)、総合事業について必要な見直しを行った上で、平成29年4月までに全ての市町村で実施。(※)24年度27保険者が実施、25年度は44保険者が実施予定
- サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を念頭に多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直し、(平成29年度末には全て事業に移行)。
- 総合事業の事業費の上限は、事業への移行分を踏まえように見直し。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと予防給付のサービス(要支援者)を組み合わせる。
- 総合事業の実施に向け基礎整備を推進。
- 国は、指針(ガイドライン)を策定し、市町村による事業の円滑な実施を支援。



第5期計画に位置付けた主な取り組みの方向性  
(前頁からの続き)

計画書第1章-2  
訪問型介護予防事業

○ 二次予防事業の対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者のうち、心身の状況等により通所型介護予防事業への参加が困難な方に対し、保健師等が居宅を訪問し、その方の状況等を把握し必要な相談や指導を行うとともに、必要に応じ、地域包括支援センターと連絡、連携を図って支援をしていきます。

計画書第1章-2  
介護予防普及啓発事業

○ 介護保険の第1号被保険者(65歳以上)を対象に、介護予防につながる知識の普及啓発を行う。参加者が楽しく参加でき、介護予防のきっかけになるように取り組みます。また、高齢者の要望に応じた健康教育相談等の事業を随時実施するとともに、介護予防に資する基本的な知識を普及するためのパンフレットの作成及び配布を行い、高齢者の介護予防に対する意識の向上を図ることを目指します。

計画書第2章-3  
介護支援サポーター事業による社会参加の促進

○ 高齢者の社会参加の一層の促進を図るため、介護の場でのサポート活動の成果をポイントに交換し、これを対価に転換できる仕組みとして、介護支援サポーター事業を実施し、高齢者の地域貢献を評価・奨励するとともに、活動を通じた自らの介護予防の促進を支援する。

第5期の取組経過及び評価・課題  
(前頁からの続き)

計画書第1章-2  
訪問型介護予防事業

【取り組み経過】

- 平成24年度訪問実数 243人  
平成25年度訪問実数 128人(12月末現在)  
・保健師・看護師が対象者の自宅を訪問し、介護予防に資する情報提供を行うとともに、必要な支援につながるよう関係機関への連絡調整を行った。

【課題】

- 地域包括支援センターへの対応のつなぎなど訪問により、本人を社会的支援につなげられた例もあった。ただ、この事業の利用を通じて何をめざすかについて、利用者との間に共有化することが難しい例が多く、単発的な訪問で終了してしまう方が多く、効果的な事業とするための再検討が求められている。

計画書第1章-2  
介護予防普及啓発事業

【取り組み経過】

- 健康教育相談の実施経過

	24年度実績	25年度実績
実施回数	6回(6回人)	6回(6回)
利用者実数	224人(180人)	63人(180人)

- 認知症講演会の実施経過

市民・介護従事者を対象に認知症についての講演会を平成24年度に1回実施。200名定員のところ187名の参加があった。平成25年度も同じく200名を定員に1回実施予定。

【課題】

- (健康教育相談)  
平成24・25年度ともに参加者のアンケートから教室の満足度は高く、内容については実技(体操)に対する評価が高かった。平成25年度においては、参加者が5名と少人数の開催になった回もあり、全ての回において定員30名のところ半数以下の人数での開催になってしまった。
- (認知症講演会)  
参加者からは「わかりやすい」「参加して良かった」という意見が多くみられ、継続して実施してほしいという要望もあった。

計画書第2章-3  
介護支援サポーター事業による社会参加の促進

【取り組み経過】

- 平成25年4月1日スタートし、7月から介護保険施設でのサポーター活動開始
- 制度説明会を10回開催、他65歳到達時に介護保険被保険者証を送付する際に、介護支援サポーター事業のチラシを同封し事業の周知に努めている。
- 介護支援サポーター養成講座 8回  
25年12月現在 現在登録者 207名  
活動実人数 110名

【課題】

- 初年度としては順調にサポーターの登録者確保につながった。しかし、サポーター登録者207名のうち約半数が活動につながっておらず、登録者が全て活動につながるように、登録者のニーズと事業所のニーズをコーディネートするような機能が求められる。また、登録者が引き続き生きがいをもって積極的に活動できるような魅力ある制度にしていく必要がある。介護支援サポーター事業は、地域支援事業における一次予防事業に位置付けており今後の介護保険制度改正における新しい総合事業の中心的なメニューとなりうる事業であり、どのような形でサポーター事業を拡大していくのか検討が必要である。

※ 高齢化の進展とともに、要支援・要介護認定者が増加し続けている。介護予防に関する国の制度見直しも進められている。現在の介護予防各種事業を再編成し、要介護認定状態に至らないための介護予防の取り組みとともに、認定状態に至った場合でも軽度者がそれ以上悪化しないようにする介護予防事業について、制度見直し後の「総合事業」に位置付けて、積極的に取り組むべきではないか。

第5期高齢者支援計画で重点項目として掲げた施策の検証と方向性について ③

重点課題

高齢者の生きがいづくり・社会参加の推進

- 第5期介護保険事業計画期間では、3年間で高齢化率が2.8%上昇すると見込まれます。さらにその後、団塊の世代が高齢期を迎えることを踏まえ、高齢者が生きがいと目標を持ち、いきいきと地域で暮らせる環境づくりが求められています。

→ 重点課題③  
高齢者の生きがいづくり支援の充実や、社会参加の推進を図ること。

第5期計画に位置付けた主な取り組みの方向性

計画書第2章-1  
老人福祉センター

- 高齢者が趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、市内在住の60歳以上の方であれば無料(入浴施設等除く。)で利用可能。また、老人福祉センター主催で、趣味の講座を開催しています。
- 第5期計画期間中に老人福祉センターを建替えます。老人福祉センターは、耐震診断の結果、耐震強度不足と判明したため、補強が必要となっています。築40年が経過しようとしているため老朽化に伴う修繕が頻発しており、さらに、風呂用のボイラーは耐用年数を大幅に経過しており、早期に交換の必要が生じています。老人福祉センター建替え事業は「後期基本計画」に位置づけ、平成23年度、地積測量図作成業務委託、建築設計業務委託、翌平成24年度、本館建築工事、平成25年度、別館建築工事となっています。その際、老人福祉センターを開館しながら同敷地内空きスペースに新館を建築し、新館の完成後に既存施設を解体する予定で、利用者に支障のないように取り組んでいきます。

計画書第2章-1  
流山市ゆうゆう大学

- 60歳以上の市民が、より充実した人生を送るために必要な知識や技能を、継続的な集団学習を通して、地域の仲間をつくり、社会参加の喜びと生きがいを持って心身ともに健康な生活を送ることを目指しています。
- 地域にある各公民館に2年制のゆうゆう大学を5学園開設し、60歳以上の市民の学習ニーズの把握に努め、学園毎に現代的課題として福祉や健康等を中心に学ぶ教養科目、趣味や高齢者のニーズに対応したカリキュラムの選択科目を行い、中高年者の生きがいや学習を通じた仲間づくりを促進していきます。

計画書第2章-1  
福祉会館の運営

- 市内の15福祉会館のうち、築30年を超す施設が大部分を占め、施設の老朽化が課題となっています。また、利用者の高齢化に伴い、バリアフリー化や正座が困難な利用者が量の部屋から椅子が使用できる洋間に改築してもらいたいとの要望が出ています。耐震診断の結果や老朽化の状況を勘案して、施設の改築を図っていきます。また、サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入を進め、現在9か所の福祉会館の管理について指定管理者を指名し、施設管理の効率化を進めていますが、直営の福祉会館についても順次、指定管理制度を導入していきます。

第5期の取組経過及び評価・課題

計画書第2章-1  
老人福祉センター

【取組み経過】

	24年度実績	25年度参加実績
講座数	10講座	10講座
延べ講座受講者数	4,739人	4,783人

【課題】

- 老人福祉センターの建替え事業は、「後期基本計画」に位置づけ、平成23年度、地籍測量図作成業務委託、建築設計業務委託、平成24年度、本館建築工事、平成25年度、別館建築工事の予定をしていたが、別館工事で労務単価等の高騰で、不調となり、再度入札を行ったことにより、完成が、平成26年度になった。老人福祉センターの建替えを行っており、平成25年4月に本館が開館したが、別館新築が平成26年7月開館予定で、平成26年度当初は、外構工事や既存施設の解体があり、利用者に支障のないように取り組んで行く必要がある。

計画書第2章-2  
流山市ゆうゆう大学

【取組み経過】

- 市内5学園(中央・北部・東部・初石・南流山)で開講各学園年間15回の教養科目を実施  
選択科目を7科目実施(絵手紙・自然散策・史跡探訪・文学・音楽・食・レクリエーション)年間各15回実施  
ゆうゆう大生約360名、教養科目延べ参加者4,007名、選択科目延べ参加者3,981名  
(25年度実績見込み)  
ゆうゆう大学教養科目(年間12回/学園 延3,430名)  
ゆうゆう大学選択科目(年間12回/科目 延2,971名)  
合同講演会 3回 1,310名

【課題】

- 市民の学習ニーズの高まりから、年々ゆうゆう大学入学希望者が増加。市内在住の60歳以上の世代の増加もあり、入学できない方も多く、学生の年齢要件の見直しも課題となっている。また、学習内容も学習終了後の地域活動に結び付くようなカリキュラムの充実も求められている。

計画書第2章-2  
福祉会館の運営

【取組み経過】

福祉会館利用状況 (平成24年度実績)	老人団体	PTA	青少年	合計	入浴者含む合計
	33,704人	860人	7,750人	421,517人	495,308人
	15,473人				
	363,730人				

【課題】

- 実施計画に基づく整備がほぼできている。  
(平成24年度)  
・野々下福祉会館指定管理者制度導入  
(平成25年度)  
・名都借福祉会館大広間等バリアフリー改修工事  
・向小金福祉会館、赤城福祉会館トイレ改修工事(洋式化)  
・流山福祉会館大広間空調機改修工事  
・南福祉会館耐震補強工事(平成26年3月完成予定)
- 利用者の高齢化に伴い、バリアフリー化が必要となるが次の課題がある。  
・大広間のフローリング化は、残り10館の改修が終了するまで数年かかる。  
・トイレのバリアフリー化については、設置スペースがないため増築などの改修が必要となる。

第5期の取組経過及び評価・課題  
(前頁からの続き)

第5期計画に位置付けた主な取り組みの方向性  
(前頁からの続き)

計画書第2章-2  
就業相談

- 松戸公共職業安定所と連携して、江戸川台のジョブサポート流山において、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介を行います。また、就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図り、高齢者の雇用を支援します。
- 雇用情勢の悪化により、年代に関わらず厳しい就職環境となっています。有効求人倍率は、不安定な動きが続いており、求人票を提出する事業所は即戦力となる人材を求めているのが現状です。  
高齢者の雇用促進、特に就職適応能力をより高めていく面からも、就職適応能力を高める就労支援セミナーの開催や市内に新たに進出してくる事業者の面接会を共催するなど、幅広く雇用の創出を図っていきます。

計画書第2章-2  
社団法人流山市シルバー人材センターの支援

- 平成22年度国会の行政刷新会議において、シルバー人材センターが民業圧迫しているとの判断から国の補助金が減額となりました。市も国の基準と同額の補助金を支給していたことから同様に減額しましたが、平成23年度の国の補助金はさらに減額となっており、減額による影響を緩和することが必要であると考えます。  
シルバー人材センター補助金要綱を作成し、本市としての補助金支給根拠を明確にし、流山市シルバー人材センターの運営を補助していきます。

計画書第2章-3  
老人クラブ活動の支援

- 生きがいや健康づくりをする老人クラブに運営費を補助し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を図ります。
- 高齢者の増加がみられるものの、老人クラブの加入率は減少してきており、それに伴い、クラブ数の減少も生じています。  
広報ながれやまに勧誘記事を積極的に掲載して、老人クラブの加入の意義を広く普及したり、転入届の際の案内を配布するなどして、PRに取り組んでいきます。

計画書第2章-2  
ふれあいの家支援

- 65歳以上の高齢者が地域で気軽にふれあえる場として、民家等を活用して「高齢者ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成します。地域の高齢者の引きこもりの防止、地域からの孤立することなく社会参加することで生きがいを見出し、さらに介護予防につなげていきます。
- 高齢者が徒歩で通える範囲内の設置が理想であることから、自治会、NPO等に働きかけを行い、市内全域の施設増加に努めていきます。さらに、支援金の増額を検討していきます。

計画書第2章-2  
就業相談

【取り組み経過】

- 就業相談の実績としては、高齢者の就職率から支援効果として微増であるが増加傾向にあり、計画的な支援が出来ていると考えている。平成25年度にあつては、景気の回復基調から高齢者の求人も増加する見込みである。
- ジョブサポート流山年齢層別就職率
 

平成21年度	60～64歳 紹介件数372件、就職件数 55件	就職率 14.7%	65歳以上 紹介件数123件、就職件数 19件	就職率 15.4%
平成22年度	60～64歳 紹介件数377件、就職件数 39件	就職率 10.3%	65歳以上 紹介件数105件、就職件数 15件	就職率 14.2%
平成23年度	60～64歳 紹介件数405件、就職件数 43件	就職率 10.6%	65歳以上 紹介件数 69件、就職件数 12件	就職率 17.4%
平成24年度	60～64歳 紹介件数373件、就職件数 62件	就職率 16.6%	65歳以上 紹介件数 84件、就職件数 19件	就職率 22.6%
- 中高年齢者就労支援セミナー
 

平成21年度	開催回数 3回	参加者 73名	平成22年度	開催回数 3回	参加者 65名
平成23年度	開催回数 2回	参加者 48名	平成24年度	開催回数 2回	参加者 42名

【課題】

- 高齢者が自らの健康、生きがいの充実や社会参加を促進するため、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に生かされるよう多様なニーズに見合った就労支援を行う必要があります。  
・少子高齢化の進展に伴い、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢者の能力の有効な活用を図ることが重要な課題となっています。

計画書第2章-2  
社団法人流山市シルバー人材センターの支援

【取り組み経過】

- 就労による高齢者の生きがいの推進を目的とし、高齢者の雇用の機会を確保し高齢者の社会参加に寄与する流山市シルバー人材センターへ補助金の交付を行った。受託件数は前年度比384件(8%)の増である。  
受託実績
 

H23延件数	公共 336件	民間 4,629件	H24延件数	公共 382件	民間 4,967件
補助金交付額	8,800,000円		補助金交付額	8,800,000円	

【課題】

- 高齢者の雇用の機会を確保し、高齢者の社会参加に寄与する流山市シルバー人材センターの運営に支障のないよう補助金を交付する。

計画書第2章-3  
老人クラブ活動の支援

【取り組み経過】

- 老人クラブ文化、スポーツ活動又は研修会の充実を図るため、老人クラブ連合会及び老人クラブへ補助金の交付を行った。  
H24年度 5,097,000円
- 老人クラブ活動の状況  
H24年度 (クラブ数)75団体・・・(会員数)3,496人      H25年度 (クラブ数)74団体・・・(会員数)3,403人

【課題】

- 老人クラブの加入率が増加するようPRを積極的に行う必要があった。
- 高齢者人口は増加しているが、老人クラブ会員数及び老人クラブ数が減少傾向にある。

計画書第2章-2  
ふれあいの家支援

【取り組み経過】

- 要綱の改正  
H22年度に報償費を倍とし、開設準備金20万円の支給を設けた。更に、H24年度には家賃補助(10,000円/月)を設け、H23年度1か所、H24年度には3か所と着実に開設施設を増やしている。  
\*H24年度実績 10箇所 延べ利用者数 33,209人      \*H25年度実績 12箇所 延べ利用者数 39,769人

【課題】

- 広報ながれやま、各種会議での高齢者ふれあいの家のPRを行い着実に開設場所を増やせたが、地域区分に偏りがあり、小学校区に1か所の施設開設はできなかった。地域区分に偏りがあることから、未実施地区への広報活動を積極的に行いたい。

※ 高齢者の急増により、約3人に1人が高齢者の時代が近づいている。高齢者もできる限り継続して地域社会において一定の役割を果たすことが、本人の健康寿命を延伸と、生きがいを持って日常生活を営むことに寄与できるのではないかと、そのための施策を継続・拡大していくべきではないか。

第5期高齢者支援計画で重点項目として掲げた施策の検証と方向性について ④

第6期計画策定に向けた考え方・方向性

重点課題

重度要介護認定者に係る施設基盤の推進

- 要介護認定者では、要介護4・5の方が認定者全体の2割を超えており、重度要介護認定者を入所対象とする介護保険施設の整備を求める声が高まっていることが、高齢者等実態調査からも明らかになりました。

→ 重点課題④  
重度要介護認定者に対応する施設の基盤整備を推進すること。

第5期計画に位置付けた主な取り組みの方向性

計画書第5章-2  
施設サービス — 介護老人福祉施設

- 常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な要介護入所者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常の世話及び機能訓練を行います。
- 介護老人福祉施設への入所希望者は、平成23年7月1日で567名です。この待機者解消のため第4期介護保険事業計画中に100床の介護老人福祉施設の整備を行い、さらに第5期介護保険事業計画中に200床の介護老人福祉施設の整備を進めます。

第5期の取組経過及び評価・課題

計画書第5章-2  
施設サービス — 介護老人福祉施設

【取組み経過】

- 第5期において次のとおり特別養護老人ホームの整備運営を推進した(「2」については、整備予定)。  
この結果、流山市における特別養護老人ホーム基盤は、7施設、547床となる。

	定員数	開設時期	場所
特別養護老人ホーム 月の船	100床 (ユニット型個室)	平成25年2月1日	流山市野々下1-292-1
特別養護老人ホーム 美晴らしの里	100床 (ユニット型個室)	平成27年4月1日 (予定)	流山市名都借1126

【課題】

- 第4期(平成21年度～平成23年度)に100床、第5期(平成24年度～平成26年度)に200床と、計画的に整備を進めてきたが、平成26年1月1日時点の特別養護老人ホーム待機者数は、558名となっている。  
特に、要介護4、要介護5の待機者数は、250名となっており、重度要介護認定者の待機者解消に向けた計画的整備を進める必要がある。

国により改正を予定している介護保険制度改正のうち本重点課題に影響するもの

別紙資料3参照

特別養護老人ホームの重点化



※ 特別養護老人ホームへの入所ニーズの高い要介護4・5の待機者解消に向けて引き続き積極的に計画的に整備を行っていく必要があるのではないか。

第5期高齢者支援計画で重点項目として掲げた施策の検証と方向性について ⑤

重点課題

認知症対策の推進

○ 認知症高齢者数が増加しており、今後の重要な課題になるものと考えられます。高齢者等実態調査では、医療と連携した対応が重要であるとの意見が最も多くを占めていました。また、認知症高齢者など判断や理解能力が低下した方の生活や権利を守る施策を推進していくことが求められています。

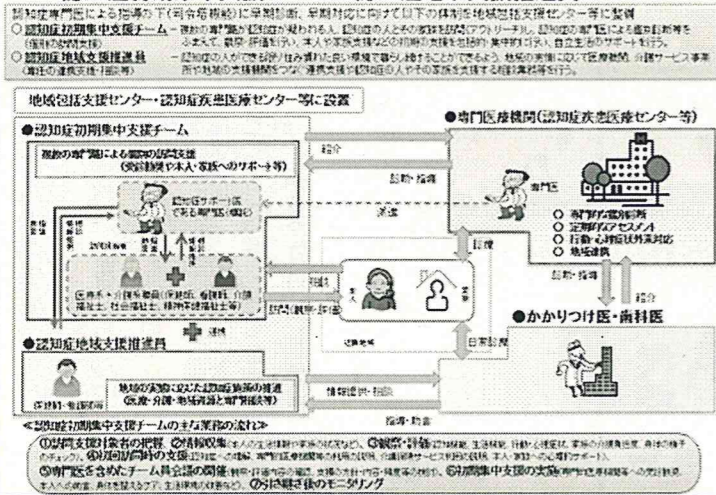
→ 重点課題⑤

医療機関と連携した認知症高齢者対策の充実を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした多様なネットワークによる本人及びその家族を支援する仕組みを構築すること。成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止の推進を図ること。

別紙資料4参照

国により改正を予定している介護保険制度改正のうち本重点課題に影響するもの

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について



第5期計画に位置付けた主な取り組みの方向性

計画書第3章-3  
認知症対策に係る医療との連携

○ 認知症への対応は、早い段階から介護サービスの利用による生活機能の維持や介護者の負担軽減を図ることが必要ですが、それとともに、早期に発見し、早期に医療につなぐことが進行の防止を図る上で重要になります。  
流山市医師会の協力を得て、認知症教室の開催の他、地域包括支援センターの主催による認知症サポーター養成講座を実施し、より多くの市民に認知症を正しく理解してもらう取り組みを展開しています。

○ 認知症対策においては、専門家である医師の協力が欠かせません。今後も流山市医師会の協力のもと、増え続ける認知症を抱える方への対策に望む必要があります。認知症講座等の開催を継続し、全市民的な認知症への理解の浸透を図り、認知症を抱える方とともに暮らすことができる地域づくりを目指します。

計画書第3章-4  
SOSネットワーク

○ 警察、市、金融機関、学校、医療機関、老人ホーム、コンビニエンスストア等と連携するとともに、安全安心メールで市民にも協力を依頼し、早期に身柄を保護し、徘徊する高齢者を介護する家族などの安心の一助を図ります。

○ 徘徊等の行方不明者が広域的に移動した場合、1市だけでは対応では困難となっています。また、徘徊等による行方不明者が発生した場合は、迅速に情報共有を行うことが必要です。夜間や休日となると、連絡に制約が生じることがあります。  
認知症の人や家族の不安感の軽減を図るため、今後も事業の継続を図り、また、広域対応、夜間、休日対応を検討していきます。

計画書第3章-4  
認知症高齢者家族への支援

○ 介護者支援のため、認知症介護の知識等の習得及び家族(介護者)同士の情報交換や交流を図ることを目的として、市及び地域包括支援センターが各月で認知症を介護する家族のための集いを開催しています。このことにより、介護者の心身の健康保持や介護負担の軽減に努めています。認知症介護家族が一人で抱え込まないなど、介護者の精神的負担の軽減の役割を果たしていますが、最近では若年性認知症の介護家族からの相談があり、高齢者の場合と違った家族の抱える状況や課題があります。今後も、高齢者及び若年の認知症介護家族の課題把握に努め、より充実した支援が行えるよう検討していきます。

計画書第3章-4  
認知症サポーター養成事業

○ 地域や職域において認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、認知症の方やその家族が安心して暮らしていることができる地域づくりを推進していきます。  
高齢化率の上昇に伴い、認知症も増えていくと考えられ、サポーターの養成は今後必要不可欠であると考えます。より多くの市民に受講していただき新たなサポーターを養成していきます。また、充実した養成講座の企画・運営・調整等を図り、PRに取り組んでいきます。

第5期の取組経過及び評価・課題

計画書第3章-3  
認知症対策に係る医療との連携

【取り組み経過】

○ (認知症教室・介護予防教室)  
平成22年度、平成23年度は医師会の協力を得て認知症教室を実施していたが、平成24年度からは開催方法を見直し、介護予防の一環として一次予防教室の中で認知症の講義を行う形に変更した。  
(認知症講演会)  
市民・介護従事者を対象に認知症についての講演会を平成24年度に1回実施。200名定員のところ187名の参加があった。  
平成25年度も同じく200名を定員に1回実施予定。

【課題】

○ 認知症に対する市民の関心は高く、正しい知識を持って予防に努めてもらうよう、さらなる啓発が必要。  
また、認知症のケアにおいては、早期診断、早期対応が重要であり、早期にかかりつけ医に受診し専門医につなぐ体制がとれるよう、医師会との連携が肝要である。  
地域包括支援センターや市窓口において、医療機関や相談先の情報提供ができるよう、医師会と連携をとることが必要であるが、医師会側の意向と市等の意向を調整することが難しい。

計画書第3章-4  
SOSネットワーク

【取り組み経過】

○ 流山市安心メールの活用が可能になり、平成24年度5件、平成25年度11件の行方不明者の情報収集に役立てた。

【課題】

○ 近隣他市との連携、夜間・休日対応が難しい。

計画書第3章-4  
認知症高齢者家族への支援

【取り組み経過】

○ コスモスの会 平成24年度 6回実施 48人参加  
平成25年度(1月現在)5回実施 40人参加

【課題】

○ 現在は「認知症の人と家族の会千葉県支部」から助言者を招いての座談会を行っており、毎回新規の相談者の相談の場、各地域へのつなぎの場として一定の目的を達成しているが、今後、男性介護者・女性介護者を分けての座談会や講師を呼んでの講演会等、内容の検討も必要である。

計画書第3章-4  
認知症サポーター養成事業

【取り組み経過】

○ 平成24年度 16回実施 471名受講  
平成25年度(11月現在)22回実施 1115名受講

【課題】

○ 地域包括支援センターが中心となり、地域住民等を対象とした講座を実施している。平成25年度には地域の自治会等からの依頼による開催も増加した他、専門学校や企業からの依頼による講座を実施し、地域や職場における認知症への理解が進んできている。

○ 教育機関との連携による小・中学生、高校生向けの講座による認知症教育の実施。  
地域の企業等への講座実施による、地域社会での認知症の理解の促進が課題である。  
また、既受講者へのさらなるフォローアップによる地域での理解の浸透を図ることが必要である。

第5期計画に位置付けた主な取り組みの方向性  
(前頁からの続き)

計画書第3章-5  
高齢者虐待防止ネットワーク事業

- 高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応のための体制を構築するために、平成20年に創設した「流山市高齢者虐待防止ネットワーク」で、関係機関のネットワークを強化し、高齢者の権利擁護を図ることを目指しています。
- 虐待が発生した場合でも、早期に対応できるよう関係機関や関係者が気づきの視点を持ち、一定の流れに沿って対応し再発や悪化を防ぐことが必要であるため、高齢者虐待に関するマニュアルやその他関連する帳票の整備を進めていきます。
- また、高齢者虐待防止ネットワーク(全体会及び担当者会)の定期的開催の他、高齢者虐待防止の啓発のための研修会を実施していきます。

計画書第3章-5  
成年後見制度利用支援事業

- 身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がいない高齢者等に対し、市長が申立てを行います。また、後見人等の報酬費用を負担することが困難な高齢者等に対し、所得状況に基づき報酬費用の一部または全部を助成します。
- 事業を継続するとともに、市長申し立てにより選任された後見人等の連携を図り、適切な後見制度の利用促進を図ります。
- また、制度の安定的な運営を図るため、報酬費用助成の対象者の在り方について検討していくとともに、後見人等との連携を強化します。

計画書第3章-5  
成年後見制度活用促進事業

- 高齢者人口の増加に伴い、今後、成年後見制度の利用ニーズは高まっていくことが予測されます。流山市社会福祉協議会やNPO法人と協力し制度利用に開する相談窓口等の充実に向けて取り組んでいきます。

計画書第5章-3  
地域密着型介護予防認知症対応型共同生活  
介護(グループホーム)の整備

- グループホームは、認知症要介護者を対象に、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うサービスです。
- 高齢者の増加に伴い、認知症の方への介護サービス提供体制の充実が必要となります。第4期(平成21年度～平成23年度)介護保険事業計画中の平成24年度に3ユニット(27名)の認知症対応型共同生活介護の整備を行い、さらに平成26年度に2ユニット(18名)の認知症対応型共同生活介護の整備を進めます。

第5期の取組経過及び評価・課題  
(前頁からの続き)

計画書第4章-5  
高齢者虐待防止ネットワーク事業

- 【取り組み経過】  
平成24年度 担当者会3回 全体会1回 研修会1回実施  
平成25年度(1月現在) 担当者会2回 全体会1回 研修会2回実施

- 【課題】
- (1) 担当者会のあり方  
設置当時から事例検討を中心に行っていたが、会議の開催回数が少なく、個別事案の対応を検討・検証することが難しい。個別事例の検討だけでなく、地域課題抽出の場として目的を明確にしていくことが必要と思われる。
  - (2) 全体会のあり方  
年に1回の開催であり、組織的な決議の場となりにくい。各機関の長が出席する会議であり、形式的になりがちである。全体会の機能を明確化していく必要がある(政策形成の場とする)。
  - (3) 地域におけるネットワーク構築  
地域包括支援センターごとに、地域の早期発見・見守りのネットワークを構築し、虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うことが必要であるが、専門性が求められるため地域ごとの取り組みが困難である。
  - (4) 困難事例への対応  
近年の虐待事案の傾向として、虐待者自身の精神疾患等の問題により、支援者との関係がこじれたり、対応が複雑化したりするケースが散見される。支援者のスキルアップや専門的な助言、他分野との連携が必要となっている。障害者虐待についても意識して合同開催等検討していくことが必要。

計画書第3章-5  
成年後見制度利用支援事業

- 【取り組み経過】  
平成23年度 市長申立て4件 報酬助成1件 249,350円  
平成24年度 市長申立て6件 報酬助成1件 316,150円  
平成25年度(1月現在) 市長申立て1件 報酬助成1件 248,700円

- 【課題】
- 地域包括支援センターと連携し、スムーズに市長申立てにつなぐことができた。
  - また、報酬助成の対象者拡大について地域包括支援センターに対しアンケートを実施したが、制度利用の促進が必要な段階であり、報酬助成拡大についてのニーズの高まりは見られなかった。
  - 施設入所等により市外から転入、あるいは市外へ転出した者の取り扱いについて規則を見直す予定。

計画書第3章-5  
成年後見制度活用促進事業

- 【取り組み経過】  
成年後見制度連続講座 平成24年度 4回実施 計158名参加  
成年後見制度検討会 平成23年度4回実施 平成24年度4回実施  
ニーズ調査の実施(介護保険事業者・障害者支援事業者対象)介護保険事業者49事業者・障害者支援事業者14事業者より回答  
成年後見制度研修会(地域包括・ケアマネジャー・施設職員対象) 平成25年度 1回実施 49名参加

- 【課題】
- 市民後見人についての市の見解や取り組みについて整理する必要がある。
  - 低所得者への支援(報酬助成)については、低所得に特化するのではなく、支援の必要性について総合的に判断する必要がある。(現行の規則では、報酬助成の対象者を市長申し立て者に限定しており、対象者の拡大が検討されたが、実際に成年後見制度利用を必要とする低所得者は、申し立ても含め支援が必要な対象者であるという状況がみられた)必要性、予算措置等も踏まえ検討すべきと考える。

計画書第5章-3  
地域密着型介護予防認知症対応型共同生活  
介護(グループホーム)の整備

- 【取り組み経過】  
○ 2ユニット18名定員のグループホームが、市内木地区に平成26年4月1日からオープンした。

- 【課題】
- 認知症者は年々増加傾向にあるものと推計するが、それがグループホームへの入所需要と必ずしも同調していないときがあり、事業所によっては、空き部屋が出て埋まらないという時期もある。認知症者を介護する家族等に、このサービスのメリットなど適切な情報を提供し、ニーズとサプライを結びつける工夫が必要と考える。

第6期計画策定に向けた考え方・方向性

※ 国の最新の推計では、2025年には認知症高齢者が、470万人に達し、高齢者全体の約12%となるとしている。認知症を抱えるようになってもできる限り住み慣れた地域で生活継続できるように、認知症に関する知識啓発を積極的に行うとともに、認知症を抱える本人及び介護者のニーズに応える施策、サービスのさらなる充実化を図っていくべきではないか。